

令和7年度第1回
札幌市廃棄物処理施設設置等評価委員会

議事録

日 時：2025年11月7日（金）午後6時開会
場 所：札幌市役所本庁舎 地下1階 1号会議室

1. 開　会

○事務局（藤本事業廃棄物課長） 定刻となりましたので、ただいまより、令和7年度第1回札幌市廃棄物処理施設設置等評価委員会を開催させていただきます。

本日は、大変お忙しい中、また、悪天候の中、遅い時間の開催にもかかわらずお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

私は、本委員会の事務局を務めます札幌市環境局事業廃棄物課長の藤本と申します。よろしくお願ひいたします。

改めまして、このたびは、本評価委員会の委員をお引き受けいただきまして、ありがとうございます。この評価委員会は、産業廃棄物の処理に関する計画についてご審議いただくほか、産業廃棄物の施設の設置に関する計画についてご意見をいただく場となっております。

本日の議題としましては、令和2年度に策定しました第5次産業廃棄物処理指導計画につきまして、5年をめどに中間評価、見直しを行うという規定になっておりますので、中間評価を行う素案についてご審議いただきたいと考えております。

皆様方におかれましては、忌憚のないご意見やご提言をいただければと思っておりますので、本日はよろしくお願ひいたします。

本日は、全委員11名中、8名の方に対面でご参加いただいております。

渡部委員につきましては、海外出張中につき、可能であればオンラインでご参加いただける予定になっております。まだ入っておられないようですが、全部で9名の参加予定となっております。

出席委員が過半数を超えておりますので、札幌市廃棄物の減量及び処理に関する条例施行規則第7条の4第3項の規定に基づきまして、この会議が成立しておりますことをご報告させていただきます。

なお、北海道立総合研究機構の秋山委員と中沼連合町内会の梅田委員からは、事前に欠席とのご連絡をいただいております。

本日は、委員改選後、初めて開催される委員会となりますので、議事に入る前に、私からお手元の名簿の順に各委員をご紹介させていただきます。恐縮ですが、その場でご起立いただき、一言、ご挨拶をお願いいたします。

まず、北海道大学大学院工学研究院教授の東條様です。

○東條委員 東條です。どうぞよろしくお願ひします。

○事務局（藤本事業廃棄物課長） 続きまして、北海道立総合研究機構道総研フェローの高橋様です。

○高橋委員 元道総研の高橋でございます。よろしくお願ひいたします。

○事務局（藤本事業廃棄物課長） 北海道大学大学院工学研究院教授の佐藤様です。

○佐藤委員 佐藤でございます。よろしくお願ひいたします。

○事務局（藤本事業廃棄物課長） 札幌学院大学法学部准教授の小幡様です。

○小幡委員 小幡でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○事務局（藤本事業廃棄物課長） 公益社団法人北海道産業資源循環協会専務理事の松永様です。

○松永委員 松永でございます。

私どもの団体は、産業廃棄物を処理する業者、あるいは、それに関係する業者で構成される協会でございます。したがって、今回、ご検討がなされる指導計画は、我々にとって大変重要な意味を持つ内容となっております。

よろしくお願ひします。

○事務局（藤本事業廃棄物課長） クリーンさっぽろ衛生推進連絡協議会監事の小堤様です。

○小堤委員 小堤です。どうぞよろしくお願ひいたします。

○事務局（藤本事業廃棄物課長） 一般社団法人札幌建設業協会土木委員会委員の中村様です。

○中村委員 中村でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○事務局（藤本事業廃棄物課長） 札幌市商店街振興組合連合会女性部長の山本様です。

○山本委員 山本と申します。どうぞよろしくお願ひします。

○事務局（藤本事業廃棄物課長） なお、事務局は、今、こちらにいるメンバーになりますので、よろしくお願ひいたします。

続きまして、資料の確認をさせていただきます。

お手元にお配りしておりますものは、順に、会議次第、資料1として委員名簿、資料2－1として第5次産業廃棄物処理指導計画の概要版、資料2－2として第5次産業廃棄物処理指導計画の本書、資料3として第5次産業廃棄物処理指導計画の中間評価案、資料4が座席表となっております。

次に、今回の会議について事前にご報告いたしますが、札幌市情報公開条例第21条の規定に基づきまして、会議は公開で開催させていただきます。

今日は傍聴者や報道の方は入っておりませんが、議事録を作成し、ホームページで公開いたしますので、ご承知おきいただければと思います。

2. 議 事

○事務局（藤本事業廃棄物課長） それでは、早速、議事に入ります。

まず、委員長の選出をさせていただきます。

札幌市廃棄物の減量及び処理に関する条例施行規則第7条の2第1項の規定に基づきまして、委員長の選出を行いたいと思います。

この規定では、委員長は委員の互選により選出することとされておりますけれども、どなたか委員長に関してご意見がありましたらお願いいたします。

いかがでしょうか。

特段ないようですので、事務局からご提案させていただきますが、当委員会で第3次の評価委員会から引き続き委員を務めていただいている佐藤委員に委員長をお願いできればと思いますけれども、いかがでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○事務局（藤本事業廃棄物課長） それでは、佐藤委員に委員長をお引き受けいただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

恐れ入りますが、委員長席へのご移動をお願いいたします。

〔委員長は所定の席に着く〕

○事務局（藤本事業廃棄物課長） それでは、佐藤委員長から、一言、ご挨拶をいただきたいと思います。

○佐藤委員長 改めまして、北大の佐藤と申します。

ご紹介をいただきましたように、第3次札幌市廃棄物処理施設設置等評価委員会から委員を務めていたということでご指名いただきましたので、僭越ではございますけれども、委員長を務めたいと思います。

先ほどの名簿にありましたけれども、私の専門は水質で、廃棄物の専門ではございませんので、ぜひ皆様の力をお借りして委員会を円滑に進めていければと思っております。

よろしくお願ひいたします。

○事務局（藤本事業廃棄物課長） 佐藤委員長、ありがとうございました。

それでは、これから議事進行は委員長にお願いしたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○佐藤委員長 それでは、議事を進めさせていただきます。

お手元の次第に沿って、議事（2）第5次札幌市産業廃棄物処理指導計画中間評価（案）のうち、まずはアの計画の概要とイの中間評価（案）の①はじめにから③計画目標の達成状況までについて、事務局からご説明をお願いいたします。

○事務局（川名産業廃棄物係長） それでは、第5次札幌市産業廃棄物処理指導計画中間評価（案）についてご説明いたします。

まず、次第のアの計画の概要についてご説明したいと思いますので、資料2－1をご覧ください。

それでは、「左上の計画とは」というところからご説明いたします。

この計画は、札幌市で発生する産業廃棄物の排出を抑制し、リサイクルや適正処理を推進す

るため、市が事業者や処理業者に対して行う指導の方向性を定めたものになっております。

基本目標としましては、市民、事業者、処理業者、行政が協働し、資源を持続可能に活用する循環型社会の実現を目指すこととしております。

計画期間は、上位計画である環境基本計画が平成30年度から令和12年度の方向性を踏まえるとなっておりますので、我々もそれに合わせまして、令和3年から令和12年度までの10年間の計画としております。そして、令和7年度は期間の中間年度に当たるため、今までの取組内容をご紹介しまして、今後5年間の方向性を定めていきたいと考えております。

次に、その下の産業廃棄物の処理状況です。

こちらのグラフは、この計画を定めるに当たって基礎データとなる平成30年度における産業廃棄物の排出量、処理状況などを調査した結果となっており、この調査結果を基に計画の目標を定めております。

本計画の数値目標は、右ページの上にあるように、二つ定めております。

一つ目の目標は、最終処分量の削減です。

こちらは、埋立最終処分量を10万トン以下に抑制し、平成30年度に比べて0.8万トン以上削減するという目標を立てております。最終処分量というのは、廃棄物を埋め立てた量と考えていただければいいかと思います。市内の埋立地には限りがありますので、埋立てで処分する廃棄物ができるだけ少なくする必要があります。したがって、廃棄物全体の排出量が減り、リサイクルが進めば、この数値は少なくなります。

もう一つの目標は、再生利用の推進です。

再生利用率を81.0%以上にし、平成30年度に比べて1.5%以上の増加を目標としておりまして、こちらは廃棄物がリサイクルに回った割合を示しております。再生利用量ではなくて利用率にしているのは、仮に再生利用量が増えたとしても、それ以上に廃棄物の全体量が増えてしまえば、リサイクルが進んだとは言えないということで、再生利用率としております。

次に、その下にある参考指標というところをご覧ください。

こちらは、先ほどご説明しました二つの計画目標を達成するため、札幌市の産業廃棄物の中でも排出量が多いもの、リサイクルや適正処理が特に重要である以下の3品目を参考指標として選定しております。

一つ目は、建設系産業廃棄物です。

札幌市は、汚泥に続き、がれき類の排出量が非常に多くなっておりますので、目標達成に与える影響が非常に大きいことから、参考指標の一つとしております。

二つ目は、廃プラスチック類です。

これは、計画策定のちょうど令和元年にプラスチック資源循環戦略が国において策定されまして、そういった大きな方針が示されたことで今後に変動が予想されたため、参考指標の一つとしております。

三つ目は、廃石膏ボードです。

こちらは、今は第5次の計画ですけれども、前の4次計画において廃石膏ボードはほとんど埋め立てられており、未活用資源になっていましたので、何とかリサイクルできないかということで注目しております、再生利用に向けた施策を推進することで、大幅な再生利用率の向上が期待されたことから、参考指標としております。

続いて、その下が実施計画です。

こういった目標や参考指標を達成するための施策を大きなテーマで八つ立てしております、それらの中で、具体的な取組を21個定めております。今日は、これらの進捗状況をお伝えしまして、今後の取組についてもご説明する予定しております。

計画についてのご説明は、以上となります。

次に、資料3の中間評価案をご覧ください。

それでは、中間評価案についてご説明します。

最初に、はじめにというところが1ページ目になっております。

この計画は、先ほど申しましたように10年間の計画となっておりまして、今年度はその中間年度に当たることから、昨年度の令和6年度に、市内から排出される産業廃棄物の排出・処

理状況について調査を実施しております。これらのデータを基に、今までの振り返りを行いつつ、今後の取組の方向性等につきまして、中間評価の案として取りまとめたのでご紹介いたします。

それでは、右側の2ページ目の産業廃棄物の処理状況というところをご覧ください。

全国、北海道、札幌市の産業廃棄物の処理状況をそれぞれご紹介してまいります。

全国の産業廃棄物の処理状況、図1の棒グラフは、各年度に排出された産業廃棄物の排出量を表しています。水色のところが再生利用量というリサイクルに回った量、そして、白いところが減量化量ですが、例えば、水を多く含んだ汚泥を乾燥させると廃棄物の重量としては減少しますので、そういった減少分を減量化量として表しております。

そして、黒い部分は、最終処分量ということで、埋め立てられた量を表しております。ですから、黒い部分に注目しますと、平成14年度は4,000万トン埋め立てられていたのですが、令和5年度においては900万トンに減少していることが読み取れます。

続いて、北海道の産業廃棄物の処理状況です。

こちらは、全体の排出量はほぼ横ばいで推移しているのですが、再生利用量という水色の部分は、平成19年と令和4年を比べますと、1,991万トンが2,395万トンに増加しております。最終処分量の黒い部分につきましては、多少の前後があるものの、横ばいとなっております。

続いて、札幌市の産業廃棄物の処理状況です。

札幌市につきましては、縦軸の排出量はおおむね300万トン弱で推移しており、ほぼ横ばいとなっておりますが、水色の再生利用量につきましては、平成15年度の75万トンから、令和5年度は83万トンということで、増加しております。黒い最終処分量につきましても、21万トンから8万トンということで減少傾向にあることが読み取れます。

その下の図4の種類別排出量の比較です。

全国と北海道、札幌市の比較ですけれども、全国では汚泥が一番多く、北海道では動物のふん尿が一番多くなっております。札幌市も汚泥が一番多く68%、その次ががれき類で18%、この2品目で全体の86%を占めている状況になっています。

汚泥というのは、主に上下水道の汚泥で、我々が飲む水を処理したものや、下水で排出したものを処理する際に発生した汚泥、これらが汚泥の中では98%を占めている状況です。

続いて、右側のページをご覧ください。

こちらは、札幌市の産業廃棄物の処理フロー図となっております。

一番上の円グラフが令和5年度の実績として札幌市から排出された286万4,000トンの内訳となっております。ここからこの廃棄物がどのように処理されていったのかを示すフローになっているのですけれども、この円グラフから3本の矢印が伸びております。これは廃棄物の処理が三つに分かれていることを表しております。左側の矢印が表している処理方法は直接最終処分で、これは発生した廃棄物をそのまま埋め立てるということを表しています。具体的には、例えば廃石綿（アスベスト）ですが、そういったものを破碎処理しますと、飛散して健康に害を及ぼしますので、そのまま埋め立てますが、そういったものがここに含まれております。

続いて、右側の矢印の処理は、直接再生利用となっておりまして、廃棄物をそのままリサイクルに回すということを表しています。

例えば、工事現場で残った生コンクリートがそのままでは廃棄物になるので、一旦固めて、コンクリートブロックにして再生利用するなど、そういったものが直接再生利用量の1,000トンに入っています。

最後に、真ん中の矢印が表している処理方法は、中間処理になります。

中間処理というのは、焼却をしたり、破碎をしたり、乾燥したりといった処理の方法を示しております。中間処理量は283万1,000トンです。どのような処理をしているかといいますと、例えば、汚泥を乾燥したり、廃棄物を焼却したりということで、減量化量は195万トンとなっております。

ただ、燃やすと灰が出ますし、乾燥させても汚泥は一部残ります。あるいは、がれきや木くずを細かくして路盤材やチップにするといった処理をした際に発生する残渣が右の処理残渣量

で、88万トンとなっております。

そういう形で処理された処理残渣量からまた矢印が二つ伸びております、左向きの矢印は、中間処理をした後に埋め立てられる処理後の最終処分量です。例えば燃え殻などを表しております、これが5万1,000トンです。それから、右側の矢印は、中間処理をした後の最終利用量となっております。こちらは、例えばがれきを破碎した後に、道路のアスファルトの下に敷く路盤材にするなどという形で再生利用ができている量になります、こちらは82万9千トンとなっております。

一番上の排出量の286万4,000トンは、減量化として195万トン、左下の最終的に埋め立てられている最終処分量が8万3,000トン、右下のリサイクルに回った再生利用量は83万トンとなっていまして、先ほどご紹介した3ページの棒グラフの数値とそれらの数値が一致しております。

続きまして、5ページの計画目標の達成状況についてご説明いたします。

計画目標の中間評価ですが、一つ目の目標である最終処分量の削減というのは、最終処分量を10万トン以下にするという目標を立てているところです。

結果としましては、令和5年度の最終処分量は8.3万トンということで目標を達成しているところです。平成30年度の10.8万トンから比較しますと最終処分量は2.5万トンほど削減されております。

この削減には、廃石膏ボードの焼成施設が令和3年4月から本格稼働しております、その影響が大きく寄与しております。その施設によって、今まで埋め立てられていた廃石膏ボードがリサイクルへ流れるという流れができたと考えております。

ちなみに、焼成というのは、廃石膏ボードから分離した石膏を加熱して、脱水して、再生利用可能な原料に加工するという方法となっております。

総括としましては、目標は達成しているのですが、5ページの表1を見ていただきたいのですけれども、13番のがれき類につきましては、最終処分量が0.9万トン増加しております。また、6ページの表2、最終処分率の比較というグラフにおきましては、7番の紙くず、8番の木くず、13番のがれき類においては、最終処分率が増加しております。単年度のデータですので、多少の前後はあるかと思いますけれども、建設関係の業種で多く排出されているがれきや木くずにつきまして、今後、重点的に原因を聞き取るなどの調査をしてまいりたいと考えております。

次に、再生利用の推進です。

こちらは、再生利用率を81.0%以上にするという目標を立てております。

令和5年度の再生利用率は83.8%でしたので、目標を達成しております。平成30年度の79.8%から比較しても4.0ポイント増加しております。

こちらの計算式につきましては、米印の2に書いてありますので、ご参照いただければと思います。

考察としましては、表5を見ていただきたいのですが、一番下の合計では、再生利用量が2.7万トン増加しております。

続いて、右側の8ページの表6、再生利用率の比較という表におきましては、例えば8番の木くずにつきましては、再生利用率が5.5ポイント減少しております。

総括としましては、目標自体は達成しているのですけれども、一部、課題もありますので、排出事業者への立入り時などに聞き取る等の調査をしていきたいと考えております。

9ページからは、参考指標に対する中間評価を行っております。

一つ目の建設系の産業廃棄物につきまして、目指す参考値は、最終処分率を5%以下、再生利用率が92%以上という参考値を立てております。令和5年度の最終処分率は5.9%、再生利用率は91.4%でしたので、目標は未達成ですけれども、平成30年度からそれぞれの数値は改善されており、目指す方向に進んでいることが分かります。

考察としては、表7を見ていただきますと、ほとんどの種類で最終処分率は減少しているのですが、紙くず、木くずという品目については少し増加しておりますので、これらの理由について調査していきたいと考えております。

次に、右側10ページの廃プラスチック類です。

こちらも目指す参考値は、最終処分率が20%以下、再生利用率は60%以上で、これはもう達成しております。

その下の表8の最終処分率の比較を見ていただきますと、ほとんどの業種で最終処分率が向上しているのですが、農業、林業では増加しておりますので、これらの理由については、改めて立入調査をしていきたいと思っております。

参考資料の最後、廃石膏ボードについてです。

こちらの目指す参考値は、最終処分率が40%以下、再生利用率は60%以上です。令和5年度の結果は、最終処分率は43.3%、再生利用率は56.6%でしたので、目標自体にはまだ届いてはいないですけれども、平成30年度から比べますと大幅に改善されていますので、目指す方向に進んでいると考えております。

考察としては、令和3年4月に札幌市の埋立処分場で廃石膏ボードの受入れを停止しています。そのため、最終処分率が大きく減少し、再生利用率が向上しております。先ほどもご紹介したのですけれども、令和3年度に市内の廃石膏ボードの焼成施設も本格稼働しておりますので、再生利用量が増加しております。令和5年度には、市外でも新たなりサイクル施設が稼働しておりまして、廃石膏ボードについては、リサイクルが進んで、再生利用率の向上につながったものと考えております。

前半につきましては、以上でございます。

○佐藤委員長 それでは、ただいまの範囲につきまして、ご意見、ご質問をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○松永委員 産業資源循環協会の松永です。

一つお尋ねしたいのですが、考察の中で様々な調査をするとありましたけれども、その調査結果は我々に提供していただけるのでしょうか。

○事務局（川名産業廃棄物係長） 我々は実際に排出事業者等に立入調査をしておりますが、どんな処理をしていますかということを聞き取る調査になるかと考えております。後ほど、施策のほうでもお話をします。

○松永委員 後から文書で出すとか、そこまではしないですか。

○事務局（川名産業廃棄物係長） 具体的なアンケート調査までは、今のところは考えておりません。

○佐藤委員長 ほかにございませんか。

○中村委員 建設系で紙くず、木くずが多いというお話が出ていました。私は建設業関係なのですが、例えば、紙くずというのはどういう類いのものが多いのですか。中身がよく理解できませんでした。

○事務局（渡邊） 建設業から出てくる紙くずとなりますと、クロス類などが紙くずとして分類されるかと思います。例えば、焼却すると有害なものが出てしまう塩ビ系といいますか、塩化物系の物質が入っているものは埋立てに回るという話を聞いたことがあります。また、木くずでも、がれきが付着していて焼却に適さないものがある場合は埋立てに行くという話も聞いています。今回、そういうものが該当するのかどうかまでは分からぬのですけれども、そういうものが考えられるかと思います。

○中村委員 木くずは、どうしても施工中にコンクリートとか油とかいろいろなものがつきますので、何となくイメージができるのですけれども、建築系のクロスも紙くずに入っているということですね。

今、あちこちで再開発が行われて、解体工事が多いですから、多分、かなり出てきていると思います。

○佐藤委員長 ほかにございませんか。

○東條委員 数値について教えてください。

この数値は、実績報告に基づくものか、それとも国が示している産業廃棄物の推計方法による統計データを使ったものなのか、どちらでしょうか。

○事務局（渡邊） おっしゃるとおり、国のやり方に準じて、推計で出しております。細かく申し上げますと、札幌市内に5万4,000ぐらいの事業者がございます。そちらの中から抽出した約13%の7,000事業者に調査票を送付しまして、そのうち、有効回答34%ぐら

いのものから、廃棄物排出量の原単位をまず算出しまして、そこから札幌市の事業者、従業員数を掛けて札幌市全体を推計しました。

○東條委員 理解しました。ありがとうございました。

○佐藤委員長 ほかにございませんか。

○渡部委員 再生利用率と最終処分率が足して100にならないということは、そのほかのものがあるということだと思います。石膏ボードはかなり100に近いのですが、そのほかのものは、かなり差がありまして、足して100にならない部分があると思うのですが、その残りはどこに行っているのかということを聞きたいと思いました。

○事務局（川名産業廃棄物係長） 足して100にならない分は、減量化されたものです。それがあるために100にはならないという状況です。

○渡部委員 分かりました。

もう一つは、令和12年度を基準に目標を設定されているということで、私は途中参加なので聞き逃したおそれはあるのですが、目標値の根拠を教えていただけますか。

目標を達成している、もしくはそれに近い状況であることは理解できたのですが、目標の根拠を教えていただければと思います。

○事務局（藤本事業廃棄物課長） 過去の産業廃棄物の再生利用や最終処分の実績をトレンドで伸ばしていくたまにどこぐらいまでいけそうか、令和12年度のときにどのぐらいまでいけそうかということで値を設定しています。

令和12年度に設定しているのは、2030年度がSDGsのゴールの年で、札幌市の廃棄物の計画の上位計画である環境基本計画の目標年度と同じですので、目標年度はそこに合わせる形で設定しております。

○渡部委員 とんでもないところに目標があるのではなくて、しっかりとやれば達成できる目標をちゃんと立てているという理解でよろしいですね。

○事務局（藤本事業廃棄物課長） そういうことになります。

○佐藤委員長 ほかにございませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○佐藤委員長 それでは、次に行きたいと思います。

④施策の実施状況と⑤計画の中間評価について、事務局からご説明をお願いいたします。

○事務局（川名産業廃棄物係長） それでは、目標達成に向けた施策の実施状況をご説明していきます。

大きな施策が八つあります、施策1の再資源化の推進、施策1-1の建設系廃棄物選別施設の活用からご説明します。

施策の内容としては、建設工事から出る廃棄物は現場での分別が基本になっていますけれども、困難な場合は建設系混合廃棄物として排出しています。これをきちんと選別すればリサイクルの向上を目指すことができるということで、市内の選別施設の処理体制が充実して、さらに活用されやすいような環境づくりを行うこととしております。

実施状況は、現在、市内の選別許可施設は処理能力の拡大が進んでおります。関係団体や排出事業者へ、建設系の選別ができる市内4施設の周知をホームページなどで行っております。

今後はこの取組を継続するとともに、建設業におけるがれき類や木くず、そういった最終処分率が増加している原因については、聞き取りなどを行っていきたいと考えております。

続いて、施策1-2、札幌市リサイクル団地の処理施設整備についてです。

札幌市は、東区の中沼町にリサイクル団地という処理施設群を整備していますので、この設備を利用した再生利用を推進していきますという取組です。こちらにつきましては、民間事業者による食品廃棄物のリサイクル施設が拡大しております、令和6年9月からそこで産業廃棄物も受け入れられるようになっていきます。さらに、令和7年5月には、バイオガス発電も稼働を開始しました。

今後の取組予定ですけれども、既存施設の老朽化による建て替え需要なども踏まえまして、様々な再生利用の候補地として活用を検討してまいりたいと考えております。

続いて、施策2の立入指導及び普及啓発の推進です。

施策2-1、建設工事現場等排出事業場への立入指導ですが、施策の内容としましては、廃

棄物の適正処理の確保のため、排出事業場への立入りにより、保管状況やマニフェスト、契約書類などの各種書類についての確認指導を行います。数値目標としては、年間100件以上実施することを目標としております。実施状況ですが、コロナ後の令和4年度以降はこの目標を達成しているところです。適正処理の指導だけではなく、再資源化あるいは減量化の普及啓発も併せて行っています。

今後はさらに、建設業における最終処分率を低減させるための聞き取りなどを行うとともに、解体工事に伴う建設系廃棄物の不適正保管などが複数確認されておりますので、そういう事案の早期探知とともに、基準を遵守するよう指導していきたいと考えております。

施策2-2の処理施設等への立入指導ですが、こちらは、産業廃棄物の処理業者の適正処理を監視・指導するため、年間60社以上の立入指導を実施することを目標にしています。令和4年以降は、目標である60社以上の立入りを実施しております、処理状況、書類の保管状況を確認しております。

今後もこの取組は継続してまいりたいと考えております。

続いて、14ページの施策2-3、適正処理等に係る普及啓発です。

排出事業者や処理業者を対象に、産業廃棄物の処理のガイドブックの配付や、法改正に伴う新制度についての普及啓発を実施していきますという取組です。こちらは、オフィス・店舗向けの事業ごみの捨て方なども記載したガイドブックもございますので、この内容は適宜見直しを行いつつ、立入指導に行った際などに積極的に配付をしております。また、国からの通知につきましても、ホームページ等を通じて、都度、情報提供をしておりましますし、環境局で様々なイベントが開催されておりますので、そういう機会なども活用しながら普及啓発を実施してきました。

今後につきましては、不用品回収業者の不適正処理、あるいは建築工事においては、元請業者に排出責任があるのですけれども、そのあたりの認識があいまいで不適正処理につながっているような事例もありますので、適正処理の普及啓発を行うことを考えております。

続いて、施策3、手続きの電子化の推進及び情報提供。

施策3-1、電子化の推進です。

当課に様々な書類を提出していただいておりますが、電子化による提出率を60%ぐらいまで引き上げることを目標としています。あわせて、電子マニフェスト加入への普及啓発も行うといった施策の内容となっております。実施状況としましては、毎年、事業者に提出が義務づけられている報告書のメール等での提出を推奨した結果、令和6年度、電子化による提出率は59.7%となっています。これは引き続き進めていきたいと思いますし、立入り時におきましては、電子マニフェストの利用状況も確認しまして、加入のメリットなどもお伝えしているところです。

電子化を進めるということは、事業者だけではなく、我々にもメリットがございますので、今後もそういった取組を継続していくつもりです。しかしながら、手数料が発生する手続きとなりますと、我々が単独で取り組むのはなかなか難しい面もありますので、今後、全庁的なDXの流れに合わせて検討していくことになろうかと考えております。

次に、施策3-2、産業廃棄物の排出・処理状況の情報提供です。

定期的に本市における産業廃棄物の排出処理状況の推計調査を行うこととしておりまして、直近では令和6年度に調査を実施したところです。今後も、予算の関係はございますけれども、5年に一度をめどに調査をしていきたいと考えております。

施策4の循環型社会の実現に向けた市域内処理の検討です。

前計画である第4次計画におきましては、社会的な責務を果たすため、自分のところで出たごみは自分の所で責任を持って処理をしましょうという市域内処理を方針の一つとしておりました。この理念は維持しつつも、平成30年に国では地域循環共生圏が位置づけられておりまして、市域内も含め、地域でできることは地域内で、それが困難なものについてはもう少し輪を広げて、重層的な地域循環を構築していくことが重要だという考え方となっております。こういった考え方を踏まえて市域内処理の在り方を検討することとしております。

実際に、廃棄物の動きを確認するために、令和6年度の実態調査の結果などを活用しております。市内だけではなく、種類によっては近隣に持っていく事例も多く見受けられておりま

す。

今後も、市域内処理につきましては、理念として、資源循環を推進する上で、地域によっては得意な分野もありますので、そういうもののお互いに支え合いながらという地域循環共生圏の考えに沿った市域内処理の在り方を検討していきたいと考えております。

施策4-2、市が受け入れている産業廃棄物の見直しです。

市が受け入れている産業廃棄物の見直しを行うこととしております。実施状況としましては、既に令和3年4月より、市内の廃石膏ボードの焼成施設が立ち上がったことに伴い、埋立地での受入れを停止しております。現在は、廃石膏ボードの受入れを停止したため、埋立地で一番多く処理されているものがグラスウール、いわゆる断熱材となっております。そのため、これらのリサイクルができないかという可能性について調査を行い始めたところでございます。また、グラスウールは重量に対して容積が非常に大きいことから、埋立地の延命化という意味でも、リサイクルの可能性がないか調査してまいります。

今後もそういう方針で、再生利用に回せるものはないか、排出処理動態等を調査していきたいと考えております。

続いて、施策4-3、市内処理施設による再生利用の推進です。

札幌市の発注工事においては、札幌市公共工事環境配慮ガイドライン等に基づき、公共工事においては市域内の処理を目指そうという施策になっております。今後も再生利用の推進と市内処理施設の活用を原則としてまいります。今後もこの原則に基づき活用を図ってまいりたいと考えております。

施策5の不法投棄の防止対策の推進です。

施策5-1、不法投棄パトロールにつきましては、監視パトロール員による巡回監視を実施して、不法投棄や不法焼却の発見、適正処理の指導を行っております。また、のぼりの設置などで不法投棄等の未然防止を図っているところです。

取組としては、実際には夜間・早朝のパトロールなども行っておりまして、令和6年度は516件の不法投棄発見対応を行ったところです。今後もこの取組を継続してまいりたいと考えております。

次に、施策5-2、市民及び事業者との協力体制の推進です。

市民による不法投棄ボランティアの監視員制度や、事業者等の協定締結によって監視の目を増やすことで不法投棄の防止対策に努めていくこととしております。ボランティア監視員は、令和6年度で306名、それから、11事業者や関係団体と不法投棄撲滅に向けた協定を締結しております。今後は、ボランティア監視員を増やすために、地下鉄にポスターを設置するなどの周知を行う予定としております。

続いて、施策6、特別管理産業廃棄物の適正処理です。

施策6-1、PCB廃棄物の期限内処理の推進です。

PCB廃棄物の保管等の届出をしていない事業者の把握をしていくとともに、保管事業者については、適正かつ計画的な処理を行うよう指導しています。今まででは、高濃度PCB廃棄物の処分手続は期限内に完了しております。今後は、低濃度PCB廃棄物を処分期限の令和8年度末までに処分することと、処分するまでの保管をきちんとするよう指導していきたいと考えております。

施策6-2、感染性廃棄物の適正処理です。

医療機関への立入検査を実施しまして、感染性廃棄物処理マニュアルに基づいた適正処理をしていくというような内容になっております。実際に、年間数件ではございますけれども、立入検査を実施しているところです。今後も取組を継続してまいりたいと考えております。

次に、施策6-3、廃石綿等の適正処理です。

アスベストの除去作業を行う際には大気汚染防止法に基づく届出が必要になっております。我々の部署ではないのですけれども、そこで審査が終わった後に、我々のほうに届出が回って来まして、廃石綿等の発生段階から最終処分までの廃棄物の適正処理について、当課において確認・指導を行っているところです。今後も、万が一不適正な処理が発覚した際には、被害が広がらないように、大気汚染防止法の所管部署と連携して対応していきたいと考えております。

次に、施策7の災害廃棄物処理体制の充実です。

施策7－1、札幌市産業廃棄物（がれき）の処理マニュアルの見直しです。

災害廃棄物の処理を円滑に行うため、処理実務を定めている札幌市災害廃棄物（がれき）処理マニュアルを整備しています。法改正や札幌市の災害廃棄物の処理計画の改定等に合わせて見直しを行っていくという施策内容になっております。実際にマニュアルの見直しは令和2年3月に実施したところです。今後も、関係部局と定期的な会議を開催しまして、災害時の対応について協議・情報共有を継続してまいります。

施策7－2、関係団体等との連携です。

公益社団法人北海道産業資源循環協会と、震災等廃棄物の処理の支援に関する協定を締結しております。また、近隣自治体とも相互支援の体制を構築しているところでございます。

これらの協定に基づき、現在では、定期的な情報提供や会議を開催しておりますし、発災時の円滑な対応に備えているところです。今後も、関係団体との連携強化を図ってまいりたいと考えております。

続いて、施策7－3の災害対応事例の収集と対応の検討です。

過去の災害対応事例の情報収集を行い、必要な処理体制について検討していくという施策内容です。令和6年能登半島地震におきましては、災害廃棄物の処理業務、公費解体の支援のために、環境局の職員を延べ25名派遣しております。また、環境省主催の仮置場設置訓練にも参加しているところです。ちょうど本日開催されまして、2名参加してきたところでございます。今後は、大規模災害にも対応可能な体制をつくるために、公費解体におきましては、解体・建設業関連の団体と協定を結ぶなどの関係構築を図ってまいりたいと考えております。

施策8、社会環境の変化への対応です。

施策8－1、環境変化による破棄物処理に対する影響の把握及び取組の検討です。

様々な社会変化は、廃棄物処理においても大きな影響を及ぼします。そういう状況の変化に対応できる廃棄物処理体制を構築していきたいという施策の内容になっております。

令和6年度に実施した調査によりまして、廃棄物の動向の把握というものに努めておりまして、これは今後も継続していきたいと考えています。

また、今後は、太陽光パネルの大量廃棄などが見込まれておりますので、大学や北海道道立総合研究機構などの研究結果や、業界団体の動向を把握することとしております。今後も引き続き、社会情勢の変化による産業廃棄物処理への影響把握に努めてまいりたいと考えております。

施策8－2、地域循環共生圏の形成に向けた実態調査です。

地域循環共生圏の形成に向け、本市及び近郊を中心とした産業廃棄物の広域処理や再生利用の実態を調査することとしております。何度も繰り返しになりますけれども、当課において令和6年度に調査を実施しております。今後につきましては、国の資料や北海道の処理実態調査結果を踏まえ、在り方を検討してまいりたいと考えております。

施策8－3、気候変動対策の推進です。

札幌市では、2050年のゼロカーボンを目指すことを表明しております。廃棄物の分野におきましても、再生利用のみならず、温室効果ガスの排出削減にも資する必要があると考えております。廃棄物系のバイオマスの再生利用や、再生可能エネルギーへの転換も可能な処理施設の整備を検討し、気候変動対策の取組について推進していきたいという施策になっております。

現在の状況ですけれども、令和7年5月に、民間事業者による食品廃棄物を用いたバイオガス発電施設が新たに稼働しております。発電出力も従来の約10倍となっております。札幌市もそういった施設の活用が進むように、食品廃棄物の分別、回収への協力などを排出事業者に呼びかけてまいります。また、令和7年には、札幌市で持っている清掃工場の発電能力の向上により、地下鉄3路線で消費する電力が100%ゼロカーボン化されました。今後も、処分業者に再生可能エネルギーの利用などを普及啓発していく予定としております。

4番の施策の状況につきましては、以上でございます。

続いて、最後の計画の中間評価のまとめでございます。

目標は二つ立てております。

①最終処分量の削減、②再生利用の推進の二つで、この二つの大きな目標は達成しています。ただ、現時点で目標は達成しておりますけれども、札幌市や近郊の事業活動の変化により市内から排出される廃棄物の量の変化もあるのではないかと予想されています。先ほど中村委員からもお話がありました駅前の再開発や、近郊ですと、ラピダスや日ハムの関係の工事などで大きな影響があると思いますので、今後の5年間におきましても、現在の目標値を据え置きまして、目標の達成を維持できるように施策を進めていくこととしたいと考えております。

それから、①の最終処分量の削減、②の再生利用の推進、それから参考指標の関連につきましては、先ほどご説明したところですけれども、廃石膏ボードがリサイクルに回ったことや、今までの立入指導や普及啓発の地道な活動の効果で、こういった目標については達成できる、あるいは、いい方向に来ている状況でございます。

今後については、グラスウールのような現在埋め立てられている廃棄物をリサイクルに回せないかといった調査をするとともに、最終処分量が増加したがれきや木くずについては、立入り時の聞き取り調査などを行うことで、再生利用の推進に努めてまいりたいと考えております。

以上で、第5次札幌市産業廃棄物処理指導計画の中間評価案の説明を終わります。

○佐藤委員長 それでは、ただいまのご説明につきまして、ご意見、ご質問をお願いしたいと思いますが、これより前の1・2章に関する意見や質問でも結構です。

○小幡委員 17ページの施策5の施策5-1、不法投棄パトロールのところです。

施策の実施状況の中で、不法投棄の発見対応件数ということで、令和4年から6年の件数が出てますが、これは、不法投棄を発見して警察や関係機関などに通報した件数ということでおろしいでしょうか。

○事務局（川名産業廃棄物係長） 我々の監視パトロール員が発見しまして、誰がこうしていたかという調査を、我々の中に警察のOBがいますので、その者が中心にやっております。そして、誰がしていたか分からないようなものにつきましては、回収等の対応をしております。また、実施行行為者が分かる場合につきましては、警察と連携して対応しております。そういうものを全て合わせた数字となっています。

○小幡委員 分かりました。

同じ点ですけれども、こういった不法投棄を発見しても行為者特定に至っているケースはそこまでは多くないということでよろしいですか。

○事務局（川名産業廃棄物係長） 実際にそうなっております。

○佐藤委員長 ほかにございませんか。

○中村委員 今のところは私も質問しようと思っていました。

ちなみに、中身的には組織だっている大々的なものと個人の小さいものがあると思いますが、それを全部合わせての数ですね。

○事務局（川名産業廃棄物係長） そうなります。

○中村委員 組織だつて大々的に不法投棄されているものは、この中のウエートとしては何%ぐらいありますか。半分ぐらいあるのですか。

○事務局（川名産業廃棄物係長） そこまで大きくはなくて、札幌市は都心部があつて広いので、そこでは目立って物を置くことがないのですけれども、札幌市の中心部から離れたところで何件があるという状況です。いずれも対応には時間がかかることがありますけれども、多くは道端に捨てられたものなどを示した内容となっております。

○佐藤委員長 ほかにござりますか。

○東條委員 最終処分量の削減に関してですけれども、こういう数字は処分場がどのくらい逼迫しているかという状況に関わってくると思うので、参考までに、札幌市の最終処分場の残余年数はあとどのくらいなのでしょうか。

○事務局（川名産業廃棄物係長） 残余年数が算出されていた書類を見たことはあるのですが、今は手元にございませんので、改めて情報提供させていただきたいと思います。

○事務局（藤本事業廃棄物課長） 少し補足をさせていただきます。

私も年数は把握していないのですけれども、それを踏まえた上で、残りがあまりないということで、新しい埋立地の整備を進めている状況です。今稼働しているのは山口処理場と山本処

理場の二つがありますが、そこが埋まつたら終わりという状況ではなく、もう一つ新しいものを整備しております。

もちろん、だからといってどんどん埋立てをしていいという状況ではないので、可能な限り長く使えるように最終処分量を減らしていく取組を進めていく必要があるという位置づけになっています。

○佐藤委員長 ほかにございませんか。

○松永委員 一つは、14ページの適正処理等に係る普及啓発で不適正処理業者の話が出ているのですが、これは、今、環境省が法改正を進めている不適正ヤードのことを指すのですか。それとも別の話になりますか。

○事務局（川名産業廃棄物係長） ヤードに限らず、例えば、積み替え保管の許可を持っている業者が、許可以上に物を置いて、処理をしないまま積み上げているとか、本来は元請業者が処理しなければいけないものを契約も結ばずに無許可業者が運んでいるという事例が見られますので、そういう事例への指導となります。

○松永委員 不適正保管の件数は結構あるのですか。

○事務局（川名産業廃棄物係長） 不適正保管はございます。

○松永委員 もう一点、直接関係はないかもしれませんのが、16ページの地域循環共生圏のことと、札幌市として地域循環共生圏をつくるというのは、具体的にどういうものをつくりたいというイメージがあるのですか。

○事務局（川名産業廃棄物係長） 市域内処理の理念は残しつつ、札幌市の近郊にいろいろな処理施設がございますので、そういうところもうまく活用しながら、最終的にはリサイクルが進むような取組を進めていきたいと考えていますが、具体的にどの範囲で共生圏をつくるというところまでは考えておりません。

○松永委員 そういう共生圏ができるわけではないということですね。

○事務局（川名産業廃棄物係長） はい。

○事務局（藤本事業廃棄物課長） 廃棄物関係に特化したものではないけれども、札幌近郊の石狩振興局管内や後志の一部、小樽も入っていますが、10市町村ぐらいの広域自治体の連携の枠組みがつくられています。それは、廃棄物だけでなく、経済だったり、観光だったり、連携していろいろな取組をやっております。ごみの関係であれば、広域でごみを処理するという話や、札幌近郊市町村の火葬を札幌で受けるとか、いろいろな取組をするという枠組みはあります。

ただ、ここで言っているのは、特に廃棄物の関係で広域的な処理をするということですが、今のところ、そこに特化したものがないという状況です。

○佐藤委員長 私からも一つお聞きします。

21ページに太陽光パネルの話がありまして、今後、太陽光パネルの大量廃棄が見込まれるということが書かれています。つまり、太陽光パネルの耐用年数は何となく決まっていて、例えばそれが30年だとすると、30年前ぐらいから普及ってきていて、廃棄物として出てくることが見込まれているということだと思います。

そこで、国から太陽光パネルはこういう方法で処理してほしいというように、処分方法は既に決まっているのか、札幌市では既にそういう準備ができているのかという質問です。

○事務局（渡邊） 国から示されているマニュアルがございまして、そちらでは、太陽光パネルは管理型の埋立地に埋めて処分してくださいとなっております。その理由としては、太陽光パネルに有害な物質が一部入っているので、それなりに管理された埋立処分場に入れてくださいということです。もし札幌市内で出たとしても、例えば、札幌市内の山口処分場で埋め立てることはできないものですから、実際的には市外の埋立処分場に流れていく形になろうかと思います。

それから、何年後ぐらいに大量に廃棄されるのかということですが、2030年代後半以降に道内で1万トンから2万トン排出されるという報告書が道総研から出されております。

今、太陽光パネルのリサイクルのワーキンググループ、協議会がありまして、民間業者などが集まって、春先にコンソーシアムを組むという動きがあります。鈴木商会が事務局を務めているのですが、産業廃棄物の処理業者や発電業者、ガラスメーカーの事業者など、かなりの数

が集まって、埋立てではなく、リサイクルに向けて協議をしていきましょうということになっています。

先日、道総研にお邪魔して、実際に太陽光パネルのリサイクルを研究されている方とお話をしたり、そういった協議会の資料などを入手したりして、埋立てではなく、リサイクルがうまく進むよう、今は情報収集をしている状況です。

○佐藤委員長 ほかにございませんか。

○渡部委員 16ページでこれまでの取組を見て、廃石膏ボードについては再生利用されていることがよく分かったのですが、令和7年度については、グラスウールについて現在調査中であると書かれていると思います。これから取り組んでいかれるのはいいと思うのですが、札幌市の現在の状況として、全国的に見たら遅れているからこういうことを調査してみようということになったのか、なぜグラスウールに着目しているのかという説明が少しあるといいなと思います。

○事務局（川名産業廃棄物係長） 市内埋立地において、産業廃棄物でどういった品目が一番多く埋め立てられているのかを調査したところ、もともとは廃石膏ボードが一番多く、2番目が断熱材となっております。

廃石膏ボードにつきましては、リサイクル施設が立ち上がりましたので、現在は受入れを停止しております。そうなりますと、今、排出量が一番多いのは断熱材ですので、それを何とか埋立てからリサイクルに回せないかということを考えているところです。

主だった自治体への聞き取りにおいて、リサイクルに回っていると回答したところはなかつたのですが、何とかそういう可能性がないか調査をしたいということで実施しております。

○渡部委員 廃石膏ボードでしたら、全国で先駆的な事例はあったのではないかと思うのですけれども、グラスウールについてはあまり事例がないということで、札幌市では処分量が多いということですね。

○事務局（川名産業廃棄物係長） 埋立ての処分量が多い状況になっております。

○渡部委員 分かりました。それを解決する方法を今調べているわけですね。

○事務局（川名産業廃棄物係長） 何とかできないかなと考えております。

○佐藤委員長 ほかにございませんか。

○松永委員 18ページのP C Bについてお伺いします。

令和8年度末までに処分するということなので、もう時間はないのですが、札幌市としては、市内の事業者のP C Bはほぼ把握されていると思うのですけれども、掘り起こし調査をして把握されているのですか。

○事務局（藤本事業廃棄物課長） 掘り起こし調査は、そういうものを登録している台帳がありますので、それに基づいて事業所に立入調査をして、安定器やコンデンサなどでP C Bを含有しているものがないかということを確認しています。高濃度廃棄物は今年度末が期限になっていますので、先ほどご説明したとおり、全て手続が終わっております。低濃度廃棄物のほうも保管状況については把握しているはずです。

○松永委員 例えば、処理期限が過ぎた後に発見されたP C B廃棄物についてどうするのかということをこういうところに書くのは難しいですか。

○事務局（藤本事業廃棄物課長） 今の状況だと、仮に施設が止まってしまった場合は、ずっと保管しなければいけない状態になってしまいます。ただ、国でもその問題は認識していました、今使用中のP C B含有機器の扱いについて検討会で議論していると聞いております。恐らく、高濃度や低濃度のP C B以外の廃棄物についても、この後、発見されてしまったものにどう対応していくのかということについて併せて方向性が出てくると思いますので、それを踏まえて対応していくことになろうかと思います。

現状、札幌市の判断では、取りあえず保管をしておいてくださいと言うことしかできないと思っております。

○松永委員 あと2点あります。

20ページの災害廃棄物のところで、施策の内容の下に仮置場の検証云々と書かれていますけれども、今後の取組予定のところに、仮置場に関する訓練をするということを書くとか……。

○事務局（川名産業廃棄物係長） 仮置場の訓練については、環境省で毎年実施しております。真ん中の実施状況のところにも少し書いていますが、毎年やっておりますので、我々も定期的に参加しております。

○松永委員 そういうことではなくて、今後の取組として、どこかに仮置場を想定されていると思うのですが、具体的にそこを使って関係者と一緒に訓練をするということは考えていらっしゃらないですか。

○事務局（川名産業廃棄物係長） それを主に考える部署がまた別にございまして、そこでどう考えているかというところもありますけれども、そういったご意見があつたことは伝えさせていただきたいと思います。

○松永委員 それから、22ページの気候変動対策についてです。

今後の取組で、再生可能エネルギーの利用を普及啓発していくというのはそのとおりだと思います。すけれども、せっかく札幌市からカーボンニュートラルに向けて力強いお言葉があったので、この辺の書きぶりをもう少し強くするというか、処理業者に対する支援策を入れるとか、普及啓発するだけでは物足りないのではないかという気がするのですが、いかがでしょうか。

○事務局（川名産業廃棄物係長） 例えば、太陽光パネルを設置したいというお話をいただくことがございますので、そういったときには、補助金制度があるか、ないかということを我々も把握していない部分がありますので、担当部署に引き継いで説明をしてもらうという活動はしています。

ただ、普及啓発以上の取組となると、我々が主体的に動くというのは非常に難しいと思っておりまして、実際に埋立地というのも太陽光パネルを置く候補地の一つになると思いますので、そういったご意見をいただいたときには、環境局としてサポートできるようにしたいと思っております。

○事務局（渡邊） 補足させていただきます。

施策8-3の今後の取組予定のところだと思いますが、今できることとして具体的に検討したいと思っていますのは、毎年、札幌市から市内5,000社程度にマニフェストの報告について提出してくださいという文書をお送りしております。

の中には、普通の事業者もいらっしゃれば、処分業者や許可業者など、いろいろな方を対象にお送りしているのですけれども、今まで同封していなかった支援の情報や再生可能エネルギーの利用に関する文書、札幌市で設けている補助金などのメニューの案内も同封できないか、補助金を持っている部署との協議を検討しているところです。

○松永委員 ゼヒお願ひいたします。

○佐藤委員長 ほかにございませんか。

○小幡委員 計画案自体の根本的なところをお伺いしたいのですが、令和2年に指導計画をつくったところで、5年をめどに中間評価、見直しを行うと資料2-1に書かれています。前半部分の目指す参考値や目標値で既に達成されていることに関して、さらに令和12年に向けて目標値に微修正をかけるとか、今回はそういうことをしないというか、令和2年の段階で制定した数値を維持するというお考えでよろしいでしょうか。

○事務局（川名産業廃棄物係長） 中間評価案の23ページをご覧いただきたいのですが、委員がおっしゃるとおり、よくある計画ですと、より厳しい目標を立てるということもあるのは事実です。

我々はそれも含めて検討したのですけれども、我々の計画は、目標を達成していたとしても、社会変化によって事業活動が変わるなど、そういったものの影響を非常に多く受けるものですから、今は達成していたとしても、今後もこれが維持できるかどうかは全く不透明なところです。

そういう意味で、あくまでも現在の目標値を変えず、このまま目標達成を維持できるように何ができるかを考えていくことのほうが大事かと思いまして、目標については据え置きの形を取らせていただきたいと思っております。

○佐藤委員長 ほかにございますか。

（「なし」と発言する者あり）

○佐藤委員長 それでは、委員の皆様からのご質問、ご意見は出そろったということにさせていただきますが、宿題がありましたね。東條委員からの埋立地の件はどのようにされますか。

○事務局（川名産業廃棄物係長） それにつきましては、後ほどメール等で情報提供をさせていただきます。

○佐藤委員長 全委員にいたしますか。

○事務局（川名産業廃棄物係長） 委員の皆様全員にお送りいたします。

○佐藤委員長 検討が必要な宿題というほどではないということですね。

それでは、委員の皆様の意見が出そろって、事務局からの説明も十分にいただきましたので、第5次札幌市産業廃棄物処理指導計画に対する中間評価については、今回示された素案からの大幅な修正事項はないと考えますが、事務局には、今回の審議における意見や修正事項を取り込んだ修正案を後日お示しいただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

最後に、全体を通してご質問、ご意見等はございませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○佐藤委員長 それでは、事務局にお返しいたします。

3. 閉会

○事務局（藤本事業廃棄物課長） 本日は、活発なご議論をいただきまして、ありがとうございました。

今後の予定についてご説明させていただきます。

まず、先ほどいただいたご意見やご質問につきましては、取り急ぎ回答できる分につきましてはメールで共有させていただきたいと思います。

また、私が少しお話をした周辺自治体との連携の枠組みの件ですが、さっぽろ連携中枢都市圏という名称で、札幌を含めて12の市町村で構成されて、いろいろな取組を連携して進めるという枠組みになります。それも改めてメールで共有いたします。

それから、冒頭でもお話ししましたけれども、今日の議事録につきましては、取りまとまりましたら、皆様にもご確認をいただきました上で、ホームページなどで掲載して公表する形を取りたいと思います。よろしくお願ひいたします。

次の委員会の開催ですけれども、年明けの2月ぐらいを予定しております。本日の中間評価につきましては、ご指摘というよりはご質問があつたぐらいで、評価の中身自体に大きく変更がかかるものではないと思いますけれども、改めて中間評価案をその場で承認いただくということと、廃棄物処理施設の案件が1件出てきておりますので、その中身についてご審議をいただき、評価をいただくことを予定しております。

具体的な中身につきましては、日程調整も含めて改めてご連絡をさせていただきたいと思っております。

以上をもちまして、令和7年度第1回札幌市廃棄物処理施設設置等評価委員会を閉会いたします。

本日は、どうもありがとうございました。

以上